

熊野町ネーミングライツ導入に関するガイドライン

令和 7 年 6 月

総務部政策企画課

版 数	年 月	適 用
初 版	令和 7 年 6 月	

目 次

1 総論

- (1) ガイドライン策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) ネーミングライツの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) ネーミングライツ導入の効果・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 導入施設の検討について

- (1) 導入対象施設の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 導入にあたっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3 ネーミングライツパートナーの募集について

- (1) 募集方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 募集までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 募集条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

4 優先交渉権者の選定について

- (1) ネーミングライツ審査委員会・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

5 契約の締結について

- (1) ネーミングライツパートナー契約の締結・・・・・・・・ 10
- (2) 庁内及び利用者への周知・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) 契約解除について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (4) ネーミングライツ料等の返還・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (5) 費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

6 契約期間満了後の取扱いについて

- (1) 契約の更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (2) 次期募集方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

1 総論

(1) ガイドライン策定の目的

本町の所有する公共施設等（以下「施設」という。）の名称に、法人名又は商品名等を「愛称」として付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を導入することにより、施設の長期的、継続的な運営基盤を確立するための新たな財源を確保し、もって町民に親しまれるとともに、施設の魅力向上により町民サービスの向上を図ることを目的とします。

本ガイドラインは、ネーミングライツの推進及び適切な導入を図るため、導入の検討から契約締結までの基本的な考え方や手続などを示すものです。

また、本ガイドラインを対外的に公表することにより、民間事業者等の参入機運の醸成を図ります。

(2) ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、愛称を付与する権利を得た民間事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から、町がその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得ることにより、施設の維持管理費用を捻出し、持続可能な施設運営を行おうとするものです。

ネーミングライツは、あくまで施設に愛称を付与するものであり、条例で定められている正式名称を変更するものではありませんので、議案提出時など必要な場合は、正式名称を使用することとします。

また、ネーミングライツに係る看板等の設置及び表示変更は、町が公共的な目的で掲出するものとみなし、熊野町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成 17 年熊野町告示第 94 号）第 3 条に基づく広告とします。

(3) ネーミングライツ導入の効果

ネーミングライツを導入することにより、以下の効果が期待できます。

- ア 町有資産を有効活用し、ネーミングライツ収入による自主財源を確保することができます。
- イ 民間事業者等からの施設の魅力向上につながる提案により、町民に親しまれるとともに、町民サービスの向上に寄与することができます。
- ウ 民間事業者等の新たな広告媒体として施設等が活用されることにより、地域経済の活性化に寄与することができます。

2 導入施設の検討について

(1) 導入対象施設の考え方

ネーミングライツの導入を検討する施設として、コミュニティ施設、スポーツ施設、文化施設、社会教育施設、公園、緑地などの公共的な施設を想定しています。

個々の施設の設置目的や利用状況等を考慮した上で、施設所管課において導入する施設を選定します。

なお、検討を進める上で以下の項目に該当し、愛称を付与することが適当でないと判断するものは、対象外とします。

- ・ 名称の設定に特段の経緯があるものや、施設の性格から愛称を付与することが適当でないもの

名称に歴史的な経緯があるもの、町民公募により愛称を設定しているもの、寄贈資料等が多く、寄贈者等への配慮を必要とするもの

- ・ 施設の設置目的等を阻害するおそれがあるもの

役場庁舎・学校など

- ・ 今後、施設のあり方の見直し等が見込まれるもの

廃止、維持管理方法等の検討が見込まれるもの

- ・ 広告効果が見込めないもの

利用者が特定されるもの

- ・ 施設の個別事情により導入対象外とすることが望ましいもの

施設及び土地の権利者から同意が得られないもの、周辺住民の特段の理解が必要なもの、国の指定文化財等に指定されているもの など

(2) 導入にあたっての留意事項

ア 指定管理者制度導入施設への対応

対象施設が指定管理者制度を導入している場合は、指定管理者の不利益とならないよう、指定管理者から意見や要望などを十分に聴取した上で、導入の可否を決定します。

なお、導入に当たっては指定管理期間を考慮し、適切な期間を設定するとともに、指定管理期間とあわせた公募について検討します。

イ 関係者等の理解

ネーミングライツの導入を検討する段階から、町民・関係者等とのコミュニケーションを図り、合意形成に努めます。

特に、地域に根付いた施設の名称変更は、地元住民のアイデンティティや歴史的背景に深く関わる問題となってくることから、施設ごとに慎重な検討が必要となります。

ウ 民間事業者等との対話

ネーミングライツの公募条件（期間、価格等）の設定に当たっては、民間事業者等との対話を通じて、民間事業者等の需要を確認した上で検討を進める必要があります。

エ 議会への報告

導入の手続を進めるにあたっては、手続の進捗に応じ、適切な方法で議会へ報告する必要があります。

3 ネーミングライツパートナーの募集について

(1) 募集方法

ネーミングライツパートナーの募集に当たっては、施設をあらかじめ町で選定してネーミングライツパートナーとなる民間事業者等を募集する方法（特定施設募集型）と、施設を選定せず民間事業者等からのネーミングライツ導入候補施設の提案を募集する方法（提案募集型）があります。本町では、「特定施設募集型」により実施します。

なお、原則、公募型プロポーザル方式により募集します。

(2) 募集までの流れ

導入までの事務は、施設所管課において行います。以下のア～クが基本的な流れとなります。

（※詳細は、次ページの「ネーミングライツ導入手続きの事務フロー」を参照）

ア 対象施設の選定

イ 公募条件の設定（事業概要、応募方法、選定方法、契約の締結方法など）

ウ 公募

エ ネーミングライツ審査委員会での審査、優先交渉権者の選定

オ 優先交渉権者との協議

カ 協議内容を踏まえた仕様に基づき契約締結

キ 庁内及び利用者等への周知

ク 看板、印刷物等の変更、愛称の使用開始

ネーミングライツ導入手続きの事務フロー

ア 対象施設の選定



- ・導入対象施設の選定
- ・募集条件の整理
- ・指定管理制度導入施設は、あらかじめ指定管理者と協議

イ 公募条件の設定（事業概要、応募方法、選定方法、契約の締結方法など）



- ・関係機関や部署との調整
- ・ネーミングライツ料の設定、愛称の使用期間、愛称の命名条件など
- ・町民等への情報提供
- ・事業実施要綱、審査委員会設置要領、募集要項 などの作成

ウ 公募



- ・ネーミングライツパートナーの募集（公募）
- ・応募資格等審査

エ ネーミングライツ審査委員会での審査、優先交渉権者の選定



- ・審査委員会（庁内組織）の設置
- ・審査委員会で優先交渉権者の審査及び選定
- ・審査結果の通知及び公表

オ 優先交渉権者との協議



- ・優先交渉権者と合意に向けて契約内容の協議

カ 契約締結



- ・協議内容を踏まえた仕様に基づき、随意契約を締結
- ・調定、納入通知書発行、送付

キ 庁内及び利用者等への周知



- ・ネーミングライツパートナーの名称、施設の愛称等を周知

ク 看板、印刷物等の変更、愛称の使用開始

- ・看板、印刷物等を変更
- ・イベント等の様々な機会積極的に使用

(3) 募集条件

ア 参加資格

応募できる民間事業者等は、ネーミングライツ事業の趣旨に賛同し、本町のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人、その他の団体とします。

なお、具体的な参加資格は、募集要項で規定することになりますが、次の事項に該当する場合は、参加資格がありません。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種及び類似の業種
- (ウ) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業に関する業種
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- (カ) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (キ) 本町の町税を滞納している事業者
- (ク) 本町から指名停止の措置を受けている事業者
- (ケ) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (コ) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (サ) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者に該当するもの
- (シ) その他ネーミングライツパートナーとして適当ではないと認められる事業者

イ 名称の条件

ネーミングライツの愛称は、次の条件を満たすものとします。

- (ア) 愛称は公共の施設等にふさわしいものとして、分かりやすく、町民に親しまれるものとします。
- (イ) 施設の特性により、特定の地名や施設に関するキーワード等を含めるなど、各施設の募集要項に条件を定めることができるものとします。
- (ウ) 愛称が定着するまでの期間、正式名称を併記できるものとします。
- (エ) 使用することができない愛称

以下の愛称は使用することができません。

- a 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- b 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- c 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- d 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- e 政治性又は宗教性のあるもの
- f 社会問題についての主義主張に当たるもの
- g 良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの
- h 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- i 前各号に掲げるもののほか、愛称として不適当であると認められるもの

(オ) 施設利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はしないものとします。ただし、ネーミングライツパートナーの社名変更などやむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、町とネーミングライツパートナーとで協議の上、その可否を決定するものとします。

(カ) 愛称は、商標権及び著作権等の権利関係について問題がないものとします。

(キ) 国または広島県への補助金申請並びに熊野町議会での議案に関わるもの等については、正式名称を使用するものとします

ウ ネーミングライツ料の設定

(ア) 最低募集価格

ネーミングライツ料の最低募集価格は、施設運営に係る経費を基礎としつつ、対象となる施設等の規模・利用者数・地理的要件、他自治体における類似事例等により、広告効果等を総合的に勘案し、施設ごとに設定します。

(イ) ネーミングライツ料の用途

ネーミングライツ料は、その施設の維持管理・運営のほか、関連施策・事業の推進の費用に充てることを原則とします。

(ウ) ネーミングライツ料の支払い時期

ネーミングライツ料の支払い時期については、町とネーミングライツパートナーで協議の上、決定します。

(エ) 金銭によらない対価

金銭による対価のほか、施設で活用可能な物品等の提供や施設の清掃、剪定、保守点検の実施等を対価として設定することも可能とします。

ただし、原則として、金銭によらない対価のみとすることはできないものとします。

エ 愛称の使用期間

施設の愛称を短期間で変更することは望ましくないため、愛称の使用期間は原則として3年以上とし、施設の状況や指定管理者の指定期間等を勘案し、適切な期間を設定します。

オ ネーミングライツパートナー特典

ネーミングライツパートナーになることによるメリットを町が付与する場合は、導入する施設ごとに、施設の設置目的や施設の関連法令等の規定等を踏まえ、予め公募の際に明示するとともに、実際の運用に当たっては、町とネーミングライツパートナーが協議し適切に運用します。

ネーミングライツパートナーへの特典の例としては、以下に掲げるものがあります。

- (ア) 標識類や施設看板等への愛称の標示
- (イ) 施設パンフレット等の愛称記載
- (ウ) 広報媒体やホームページ等による広報
- (エ) 関係機関への愛称使用の周知、働きかけ
- (オ) 施設の設置目的や関連法令等の範囲内で定めるもの（施設の利用、広告の掲出など）

カ リスク分担

町とネーミングライツパートナーとのリスク分担については、公募時に予め明示します。

なお、ネーミングライツパートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。

その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、町とネーミングライツパートナーが協議し決定するものとします。

キ 秘密の保持

民間事業者等からの応募によって得られた情報については、ネーミングライツ導入に関する目的以外には使用しないこととします。

4 優先交渉権者の選定について

(1) ネーミングライツ審査委員会

ネーミングライツパートナーの選定のため、ネーミングライツ審査委員会を設置し、プレゼンテーションの内容審査を踏まえ、優先交渉権者を選定します。

なお、著しく点数の低い審査項目がある場合など、町が適当でないと認められる場合には、優先交渉権者として選定しないことがあります。

(2) 選定基準

主に以下の視点で審査項目を定め、ネーミングライツ審査委員会で審査します。

なお、審査項目の配点については、施設の特性に応じて設定します。

ア ネーミングライツ料（提案価格）

他団体の提案額との比較、希望価格との比較、金額の妥当性 など

イ ネーミングライツ事業の趣旨や目的との整合

ネーミングライツ事業の趣旨や町が求める目的との整合 など

ウ 民間事業者等の経営状況

経営状況の健全性、安定性 など

エ 愛称案

施設にふさわしいか、町民に親しまれるものか、呼びやすく分かりやすいか など

オ 施設の魅力向上に関する提案（役務等の提供に関する提案）＊

提案があるか、実現可能性が高いものか、施設の魅力向上に資するものか など
本項目は提案がなくても構いませんが、積極的な提案を期待するものです。

カ 応募理由

応募理由が募集目的と合致し、かつ町民サービスの向上に寄与するものか など

キ 地域や社会への貢献度

地域や社会への貢献の実績があるか など

ク その他審査に必要な事項

施設ごとに独自の項目を設けることができます。

＊施設の魅力向上に関する提案例

施設の分類	民間事業者等の取組
体育館	植樹、花の植え込み
グラウンド	イベント開催
公園	清掃活動、町民活動団体への支援

5 契約の締結について

(1) ネーミングライツパートナー契約の締結

優先交渉権者との協議により合意した内容を踏まえた仕様に基づき、地方自治法のほか、熊野町財務規則（昭和 63 年熊野町規則第 5 号）等の関係規定に基づき、随意契約の方法により契約を締結します。

なお、優先交渉権者との協議が整わず、合意に至らなかった場合には、次点者と契約の締結に向けた協議を行います。

(2) 庁内及び利用者への周知

契約締結後は、ネーミングライツを推進していくため、以下の内容を公表し、報道発表や町ホームページ等を通じて、PRを行うよう努めます。

- ア ネーミングライツパートナー名
- イ 施設の愛称
- ウ ネーミングライツ料等
- エ 愛称の使用期間（契約期間）
- オ 応募理由や地域貢献等の内容

(3) 契約解除について

ネーミングライツパートナー決定後及び契約締結後に、応募資格要件を欠くことが判明した場合や、ネーミングライツパートナー及びその団体員等の社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められる場合は、ネーミングライツパートナーの取消及び契約の解除ができるものとします。その場合、原状回復に必要な費用等は、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

なお、町の事情や責による契約の内容に適合しない事由の発生により、ネーミングライツの維持が困難となり、契約を解除した場合についての原状回復に必要な費用は、町が負担するものとします。

(4) ネーミングライツ料等の返還

既に納付されたネーミングライツ料等については、原則、返還しません。

ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰すことができない事由により契約の解除に至る場合には、契約期間の残期間に相当するネーミングライツ料等を返還します。

(5) 費用負担

町とネーミングライツパートナーの費用負担は、次の表によるものとします。

なお、詳細については、募集要項に定めるほか、募集要項で定めていない内容等は、契約締結までに、町とネーミングライツパートナーで協議し、取り決めます。

また、指定管理者制度導入施設においては、指定管理者も含む三者による協議となります。

区 分	町	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の看板等の表示変更及び新規設置（施設看板、道路標識等） ^{*1}		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や町のホームページの表示変更 ^{*2}	○	

*1 敷地外、道路標識等の表示変更は、町や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

*2 印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、変更時期を決定するものとします。

6 契約期間満了後の取扱いについて

(1) 契約の更新

ネーミングライツパートナーは、契約期間満了前に契約書に定められた期間において、契約の延長を申入れ、次回契約期間に関して優先的に交渉することができるものとします。

(2) 次期募集方法

町は、契約期間満了の前に、次期契約者について公募を行うことが適当と判断した場合や、ネーミングライツパートナーから契約延長の申入れがなかった場合、申入れがあっても交渉が整わない場合には、契約を更新することなく公募を行うことができます。

なお、契約期間満了後に対象施設のネーミングライツ導入を終了することが決定している場合は、ネーミングライツパートナーの契約更新意思の有無にかかわらず、契約の更新を行わないことができます。

熊野町ネーミングライツ導入に関するガイドライン

令和 7 年 6 月

総務部政策企画課